



令和2年度(2020年度)

仕事応援ガイドブック

鎌倉市就労支援等事業所ガイド



鎌倉市障害者支援協議会

はじめに

鎌倉市障害者支援協議会では、障害のある方々の「はたらく」について取り組む中で、市民の方が就労に関係する障害福祉サービス事業への理解を広げ、障害のある方が就労への第一歩を踏み出すための参考になることを願って『**仕事応援ガイドブック／鎌倉市就労支援等事業所ガイド**』を発行しています。この取り組みは、市内の就労支援事業所等の皆様のご協力を得て、平成 29 年度（2017 年度）から続いています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、働きたい当事者にとっても、就労支援を行っている事業者にとっても、大変厳しい一年となりました。春先には政府から緊急事態宣言の発出と外出自粛の要請があり、また、その後も各地で感染者が急増し、誰もがこれまで経験したことのない日常と向き合わなくてはなりませんでした。当事者の方は事業所への見学や通所をできなかつたり、事業所もご利用者を受け入れることができなかつたりするなど、多くの支障も聞かれました。

そのような中でも、当事者の方の「働きたい」という気持ちに応えるべく、市内の関係機関皆様のお力添えのもと、事業所情報等を更新し、令和 2 年度（2020 年度）版を作成することができました。

本冊子に掲載された情報は限られたものであり、実際に事業所を見学して得られる雰囲気や感触までお届けすることはできませんが、就職に向けた支援や訓練等を望んでいる方々や関係者の皆様に活用いただき、「働く」に向かう一助となればまことに幸いです。

なお、記載事項につきましてご不明の点等がございましたら、事務局（鎌倉市基幹相談支援センター）又は直接、各事業所までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

令和 3 年（2021 年）3 月
鎌倉市障害者支援協議会

※本ガイドブックの記載内容は、令和 2 年（2020 年）12 月現在の情報です。

法制度改正や各事業所の運営状況等により、情報が変わることがありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

＜令和2年度（2020年度）版＞ 仕事応援ガイドブック

鎌倉市就労支援等事業所ガイド



目次

はじめに

『働きたい』どの窓口へ相談したらよい?? 1

【ちょこっとコラム】 2

- ※1 何から始めてよいかわからない方へ
- ※2 障害や病気のことを会社に伝える
 メリット・デメリット（オープン・クローズ）
- ※3 『障害者手帳』と『会社で働くこと』 どんな関係があるの？
- ※4 障害者手帳を申請するには？
- ※5 利用したい事業所(サービス)が決まったらどうすればよい？
- ※6 就労支援が受けられる福祉サービス(就労支援事業所)の
 種類・特徴と、選ぶときのチェックポイント
- ※7 ご本人の「働きたい」を応援するご家族へ

相談窓口のご案内 10

ハローワーク藤沢

鎌倉市障害福祉課

相談支援事業所（鎌倉市内）

鎌倉市障害者二千人雇用センター

よこすか障害者就業・生活支援センター



市内就労関係事業所一覧（2020年12月現在） 15

各就労支援事業所紹介（移行・A型・B型） 16

就労支援事業所からの一般就労への移行実績等 43

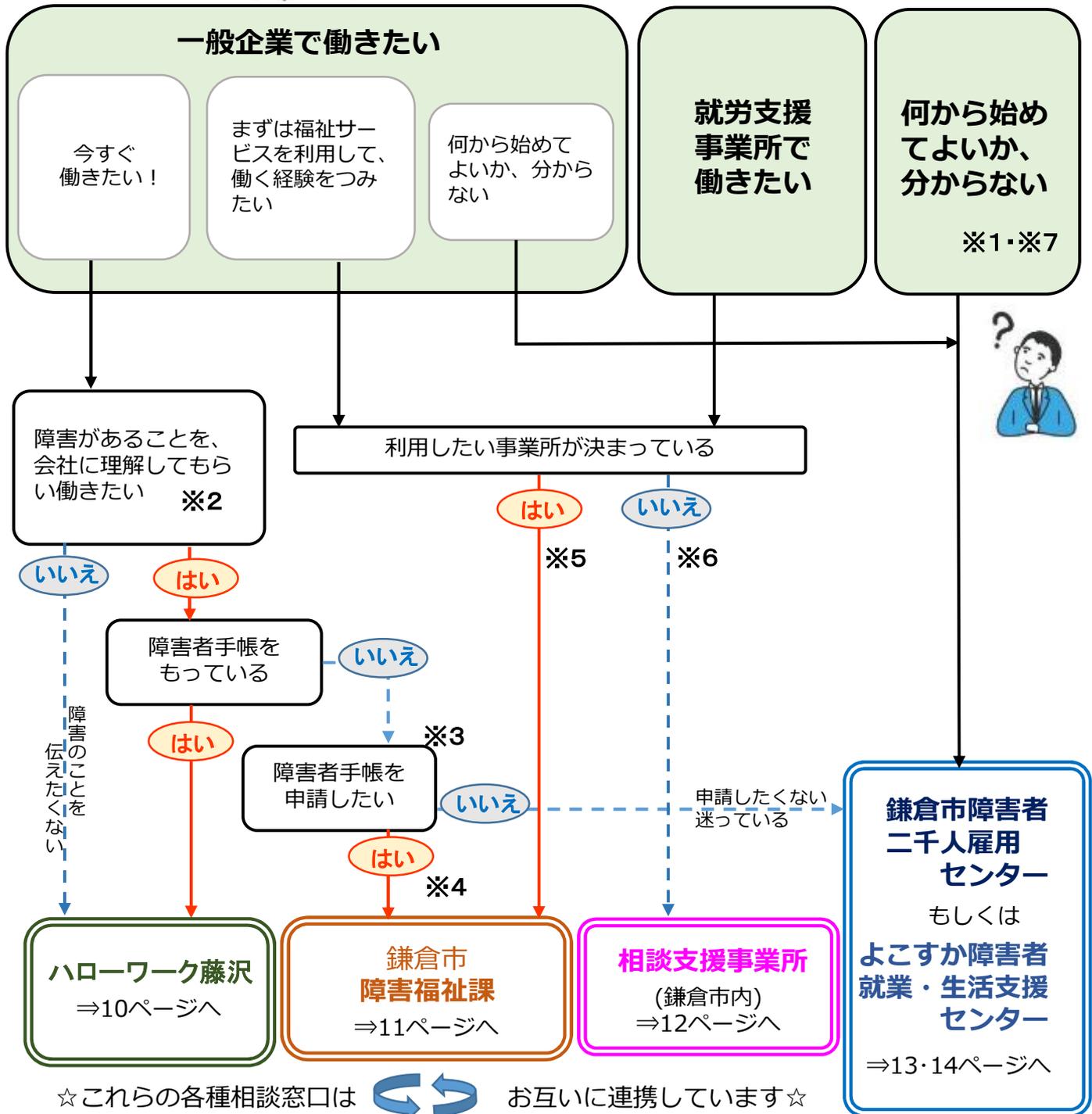
【参考】障害がある方への就労支援内容一覧 45

『働きたい!』と思ったら、どこに相談??

あなたの希望は?



“働き方”にはさまざまな種類があります。あなたがイメージする“働き方”に合わせて、準備の仕方や活動方法をサポートする窓口があります。まずはお気軽に問い合わせてみましょう!



【ちょこっとコラム】 ⇒詳しくは2～9ページへ

- ※1 何からはじめてよいか分からない方へ
- ※2 障害や病気のことを会社に伝えるメリット・デメリット (オープン・クローズ)
- ※3 『障害者手帳』と『会社で働くこと』 どんな関係があるの?
- ※4 障害者手帳を申請するには?
- ※5 利用したい事業所(サービス)が決まったらどうすればよい?
- ※6 就労支援事業所の種類・特徴と、選ぶときのチェックポイント
- ※7 ご本人の「働きたい」を応援するご家族へ

【ちよつことコラム ※1～※7】

※1 何から始めてよいか分からない方へ



◆『働く』への不安は、人それぞれ

※何からはじめてよいか分からない方はたくさんいらっしゃいます※

「どのような働き方ができるの？」

「就職活動はどのようにしたらよい？」

「自分の障害や病気について、どう会社に伝えたらよいの？伝えなくてはならないの？」

「自分が仕事をしたいのか、わからない」

「自分の職業的な能力を知りたい」

「仕事を続ける自信がない」

「どのような支援や制度があるの？」

「まず、どこに相談すればよいの？」

◆仕事応援ガイドブック1ページに掲載されている各種「相談窓口」の役割について

1 『働きたい』と願う皆さんの伴走者です

様々な思いや不安、希望に寄り添い支援をしていきます。

『就職』は、“ゴール”ではなく、“スタート”です。

ご相談をお受けし、情報提供をします。

あなたの“スタート”に向かって一緒に考え、行動していきます。

2 あなたに必要な支援につなぎます。(各種「相談窓口」どうして連携しています)

『働く』に向けた準備、訓練をする支援

『就職活動』の支援

『継続して働く』ための支援 など

◆まずは、はじめの一歩として「相談」をしてみませんか◎



「何から始めてよいか分からない」

とお気軽にお声がけ下さい。

お待ちしております！

※ 2 障害や病気のことを会社に伝えるメリット・デメリット
(オープン・クローズ)

	障害や病気をオープンにする	障害や病気をクローズにする
メリット	<p>理解とサポートを得やすい</p> <p>苦手なこと、できないことを職場に伝えておくことができます。</p> <p>安心して働き続けられるよう、支援者が事業主と相談しながらサポートしていくことができます。</p> <p>ジョブコーチや、職場訪問というかたちで現場で支援ができます。</p> <p>通院のための休みを取ったり、勤務中の服薬したい場合に配慮がしてもらいやすくなります。</p>	<p>選択肢が多い</p> <p>就職窓口や求人数が多く、応募のチャンスが広がります。</p> <p>短時間雇用（週20時間未満）など、いろいろな雇用形態があります。</p> <p>気軽にいられる</p> <p>「職場に自分の障害や病気のことを知られてしまうのがいやだ」という場合、知られることはありません。</p>
デメリット	<p>選択肢が少ない</p> <p>障害者専用求人に応募する場合は、一般求人比べて、応募機会や選択できる職種が少なくなります。</p> <p>週20時間以上働くことが事業主から求められます。</p>	<p>サポートがない</p> <p>職場内の悩みは、自分で解決することになります。障害への配慮は期待できないかもしれません。</p> <p>負担感がある</p> <p>障害や病気のことを隠すため、不安を抱きやすくなります。結果、働き続けることが難しくなることが多いです。</p> <p>通院や服薬について、周りの人に知られないようにすることが負担になることがあります。</p>

オープン、クローズ、どちらを選ぶかで、働き方が変わってくる場合があります。自分にとってどちらが合うか、よく考え、選びながら、就職活動をしましょう。



※3 『障害者手帳』と『会社で働くこと』 どんな関係があるの？

👉 障害者手帳があると、『障害者雇用』の求人に応募して働くことができます！

企業等が、障害のある方を雇うことを**障害者雇用**といいます。企業等は法律*¹により、身体障害者・知的障害者・精神障害者を雇うことが義務付けられています。障害がある方にとって、社会で働くチャンスが広がったといえます(「障害者」の規定は後述)*²。このような理由で、障害者手帳を持っているメリットが大きいと考えられる方には、手帳申請を勧められることがあるかもしれません。

*1 障害者雇用促進法

*2 障害者雇用率制度

障害者雇用促進法に定められている制度です。従業員が一定数以上の規模の事業主に対し、身体障害者・知的障害者・精神障害者を雇用することが義務付けられています。障害者を雇う割合は「法定雇用率」と呼ばれ、平成30年度(2018年度)からさらに引き上げられました(例：45.4人以上の民間企業で2.2%)。

👉 『法定雇用率』の算定対象となる“障害者”とは？

以下の2点が要件となります。

- ①**障害者手帳を持っていること** ②**雇用保険に加入すること**

よって、障害者雇用の面では、障害者手帳があった方が就職の機会が広がるといえます。なお、障害者手帳がなくても、統合失調症、そううつ病(うつ病を含む)、てんかん、発達障害については、「主治医の意見書」等の提出により、ハローワークでの登録は可能です。

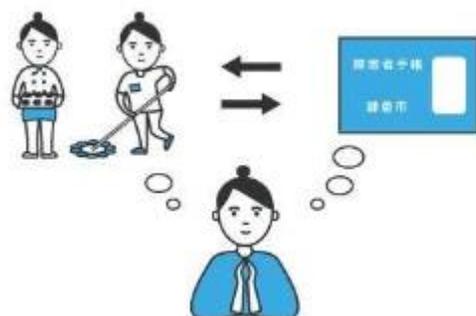
👉 雇用保険に加入するには

月31日以上の雇用契約があり、以下の①もしくは②にあてはまる必要があります。

- ①1週間の働く時間が20時間以上～30時間未満 …「短時間被保険者」
②1週間の働く時間が30時間以上 …「一般被保険者」

しかし、障害のある方が働く場合、それぞれの事情に合わせて働く時間数を決めることが多いため、はじめは20時間に満たないこともありますね。そのようなときでも、勤務時間を少しずつ増やして、将来的に20時間以上になれば雇用保険に入ることができます。

制度は変わっていくため、最新情報を得るようにしましょう。詳細を知りたい方は、ハローワーク藤沢までお気軽にお問合せください。



※4 障害者手帳を申請するには？

◆申請窓口 **鎌倉市障害福祉課(本庁舎1階・5番窓口)**

 **0467-61-3974 (直通)**

◆必要な書類 障害者手帳ごとに異なります。

下記の内容を参考のうえ、各種詳細は、市障害福祉課にお問い合わせください。



■ 身体障害者手帳 ■

○身体障害者診断書・意見書(所定書式)



※診断書・意見書を記入できる
医師は身体障害者福祉法第
15条の指定を受けている医
師に限ります。

○顔写真1枚



※たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮影
脱帽で上半身、本人が明確にわかるもの、
写真専用紙

○印鑑



○個人番号(マイナンバー)のわかるもの



■ 療育手帳 ■

○顔写真1枚



※たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮影
脱帽で上半身、本人が明確にわかるもの、
写真専用紙

○印鑑



※障害状況や年齢に応じ、必要となるものが異なりますので、
詳細は市障害福祉課にお問い合わせください。

■ 精神障害者保健福祉手帳 ■

○医師の診断書(所定書式)または
精神障害を事由とする障害年金証書



※障害年金証書の代わりに、直近の
年金振込通知書または年金支払通
知書でも手続きが可能です。

○顔写真1枚



※たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮影
脱帽で上半身、本人が明確にわかるもの、
写真専用紙

○印鑑



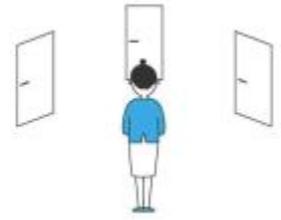
○個人番号(マイナンバー)のわかるもの



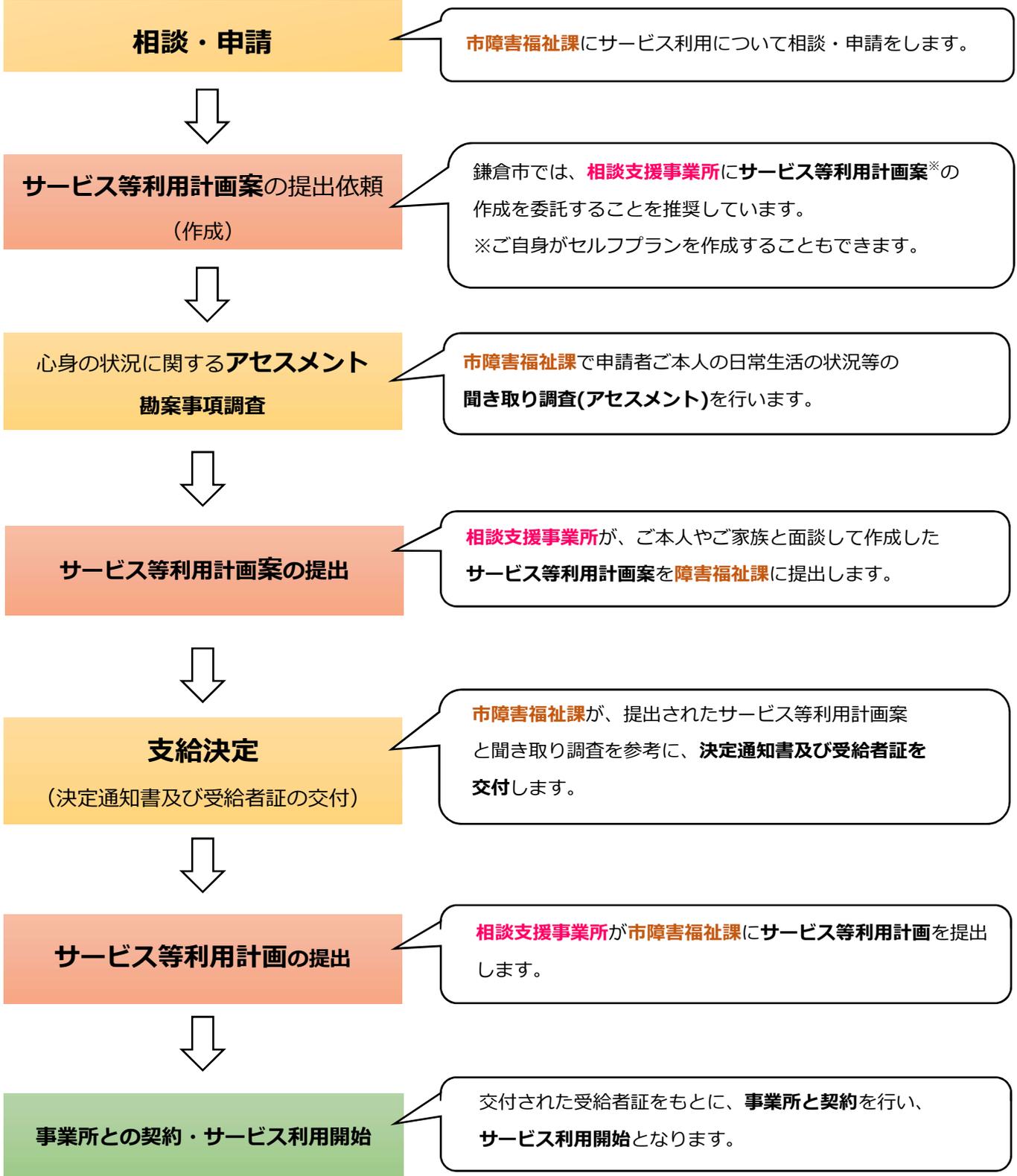
※精神障害者保健福祉手帳は有効期間が2年間となります。
更新申請は、有効期限の3か月前の1日から行うことができます。

※5 利用したい事業所（サービス）が決まったらどうすればよい？

- ・手続きについては、サービスによって必要となるものが異なる場合があります。
- ・サービス利用までの流れが前後する場合があります。
- ・詳細については、それぞれの窓口へ事前にお問い合わせください。



〈サービス利用までの基本的な流れ〉





※ 6 - 1 就労支援事業所の種類と特徴

	就労移行支援事業所	就労継続支援 A型事業所	就労継続支援 B型事業所
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一般就労に必要な知識・能力をつける</u> ・ 仕事に必要なマナーを勉強したり、会社で実習ができる ・ <u>自分に合った就職対策</u>をしたり、<u>就職活動をサポート</u>してもらえる ・ 就職後も働き続けるための「<u>定着支援</u>」を受けられることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に雇われて仕事をする（<u>雇用契約を結ぶ</u>） ・ 実際に仕事を通して社会性を身につけることができる ・ 会社と同じように<u>毎月お給料をもらう</u>（最低賃金以上と定められているが、減額特例があるので注意） ・ 週20時間、1日4時間働ける人が利用できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ A型よりは<u>負担の軽い作業</u>が中心 ・ 軽作業を行い<u>生活のリズムを整える</u>ことができる ・ 雇用契約はないが、作業内容やその売り上げに応じた<u>工賃をもらう</u>
もらえるお金	基本的になし ※事業所によっては工賃が支給される場合もある 各事業所紹介情報参照 (16～19ページ)	各事業所紹介情報参照 (20～24ページ) ※減額特例あり	各事業所紹介情報参照 (25～42ページ)
通える期間	2年	制限なし	制限なし
年齢制限	原則 18歳～65歳未満	原則 18歳～65歳未満	原則 18歳～
サービス利用 自己負担	0円～37200円（上限） ※月額自己負担は、課税状況により異なります。 詳しくは鎌倉市障害福祉課もしくは相談支援事業所へお問い合わせください。		

※ 6 - 2 就労支援事業所を選ぶときのチェックポイント



共通のチェックポイント

事業所の体制	<input type="checkbox"/> 自分の障害の種別（知的・身体・精神など）が対象になっている？ <input type="checkbox"/> 困ったときに職員やメンバーに相談できそう？
仕事内容	<input type="checkbox"/> 具体的な業務・作業内容は？ <input type="checkbox"/> 自分に合っている？ <input type="checkbox"/> 自分がやりたい業務・作業？
事業所の雰囲気	<input type="checkbox"/> 自分に合っている？ <input type="checkbox"/> 他の通所者と一緒に過ごせそう？
その他	<input type="checkbox"/> 数日間の体験実習ができる？ <input type="checkbox"/> 無理せず通い続けることができそう？（交通手段、通勤通所時間）

感じた雰囲気は大切な判断材料です！

就労継続支援 A 型事業所のチェックポイント

勤務時間	<input type="checkbox"/> 働く時間帯が自分に合っているか？
給料	<input type="checkbox"/> 給料はいくらもらえる？ <input type="checkbox"/> 時給が最低賃金を下回る場合がある？ （「最低賃金の減額特例」といいます）

雇用契約を結ぶ前に確認してみましょう！

無理のないペースでスタートできそうですか？

就労継続支援 B 型事業所・就労移行支援事業所のチェックポイント

勤務時間	<input type="checkbox"/> 自分の希望する日数・時間で通所することができる？
訓練内容	<input type="checkbox"/> 訓練メニューやカリキュラムは実際どんな感じ？ <input type="checkbox"/> 希望する業種や職種への就労支援メニューがある？
工賃	<input type="checkbox"/> 作業工賃はいくらもらえる？ （就労移行支援事業所の場合、工賃が支給されない場合もあります）
就職	<input type="checkbox"/> どのような企業に就職している？ <input type="checkbox"/> その事業所から就職した人がどのくらいの期間働いている？

※7 ご本人の「働きたい」を応援するご家族へ

「働きたい」というご本人の気持ちをまず尊重しましょう。

その上で、ご本人の特性を見極め、得意なことやできることが生かされる仕事を一緒に探しましょう。

仕事を続ける上で「心と体の健康」を管理していくことはとても大切です。それらは日々の生活リズムが整っていることが前提となります。

早寝早起きの習慣はもちろんのこと、適度な運動や服薬の管理など、ご本人お一人で難しければ、必要に応じて声を掛けるなどしましょう。

休日の過ごし方として体を休めことも必要ですが、趣味などに時間を充てることで適度なリフレッシュ効果をもたらしますので、そうした時間の使い方も適宜アドバイスができると思います。

また、困ったことはご家族だけで抱え込まないで、所属している事業所やこの冊子に掲載されている機関などに、遠慮なく相談してください。



ハローワーク藤沢

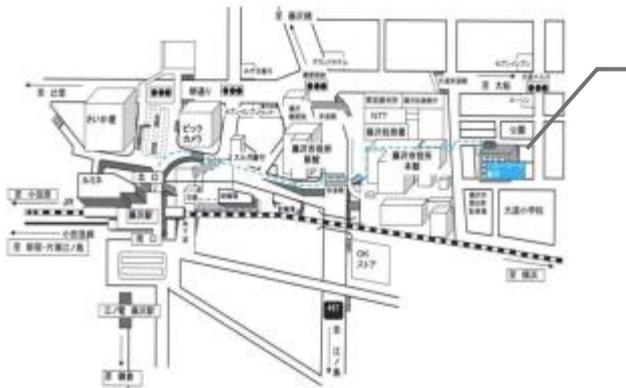


<窓口ご利用の方へ（応援メッセージ）>

専門援助部門(2階③番窓口)では、障害の種別・程度・就労にあたり配慮が必要なこと、会社に伝えてよい情報など、ご本人に確認しながら相談や紹介を行っています。専門援助部門での相談を希望されない場合は、一般職業紹介窓口(1階)で求職登録のうえ、相談や紹介を行います。お気軽にご相談ください。

▶ **開庁時間** 平日（月～金）8:30～17:15 祝日、年末年始(12/29～1/3)をのぞく

▶ **所在地** 〒251-0054
藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 1・2階



JR 藤沢駅 北口より徒歩7分
入口は公園側からとなります。
当庁舎の駐車場は、台数に限りがあります。ご来所の際には公共交通機関をご利用ください。

▶ **電話** TEL : 0466-23-8609 FAX : 0466-25-4714

電話は自動音声対応となっております。音声案内が始まりましたら、部門コードを押していただくと各担当におつなぎいたします。

46# 専門援助部門 障害者の職業相談・紹介に関するお問い合わせ

47# 専門援助部門 新規学卒 新規学校卒業者の職業相談・紹介に関するお問い合わせ

利用のながれ

① 『求職登録』 をする

氏名・住所・希望する仕事の条件や今までに経験した仕事、障害等の症状などを確認しながら求職登録を行います。

② 『ハローワークカード』 をお渡しします（全国のハローワークで使えます）

ハローワークへお越しの際は、必ずお持ちください。

③ 窓口で『番号札』 をお取りになり、お持ちください

相談内容によりお呼びする順番が前後することがありますので、あらかじめご了承ください。求職登録や相談には時間がかかりますので余裕をもってお越しください。

鎌倉市障害福祉課

<窓口ご利用の方へ（応援メッセージ）>

障害福祉課では、障害者手帳の交付をはじめ、障害福祉サービスの支給申請や障害者の方への医療費助成、各種手当など、障害福祉に関する各種申請の受付及び相談窓口となっています。

障害に関してお困りのことがございましたら、お気軽に障害福祉課にご相談ください。

- ▶ **開庁時間** 平日（月～金）8:30～17:00*
（*2021年4月から。2021年3月末までは17:15閉庁）
祝日、年末年始(12/29～1/3)をのぞく

- ▶ **所在地** 〒248-8686
鎌倉市御成町 18-10（本庁舎 1 階・5 番窓口）

最寄駅 JR・江ノ電 鎌倉駅
最寄バス停 江ノ電バス・京急バス「鎌倉市役所前」
駐車場 83 台（普通車 69 台、軽自動車 12 台、障害者専用 2 台）
土・日曜日・祝日は、市役所駐車場を有料駐車場として開放しています（利用できない日もあります）。
問合せ先）鎌倉市シルバー人材センター
電話 0467-38-1881

授乳室 あり
車椅子貸出 あり 要申込 受付：月～金曜日 8:30～17:15

- ▶ **電話** TEL : 0467-61-3974(直通)



相談支援事業所

<ご利用の方へ（応援メッセージ）>

生活上のいろいろな希望、お困りごとを伺い、『サービス等利用計画』を作成します。通う事業所が決まった方も、どこに通うか迷っている方、そもそも福祉サービスって何？という方も、どうぞお気軽にご相談ください。あなたの「働きたい」を各関係機関と協働しながら応援します。

計画相談を受けている事業所（サービス等利用計画作成に関する相談）



	事業所名	住所	電話番号	身体	知的	精神
①	鎌倉地域支援室	小袋谷1-4-20 ピオニー鎌倉1F	0467-55-8878	○	○	○
②	地域活動支援センター キャロットサポートセンター	由比ガ浜2-9-62 フォーラム301	0467-25-3939	○	○	○
③	地域生活サポートセンター とらいむ	由比ガ浜2-2-40 KFビル4F	0467-61-3205	○	○	○
④	鎌倉やまなみ 相談支援事業所	関谷753	0467-55-5003		○	
⑤	相談支援事業所 ひびき鎌倉山	鎌倉山2-8-34	0467-33-5995		○	
⑥	相談支援事業所 麦の穂	扇ガ谷1-7-7-101	0467-25-2567			○
⑦	ハーモニー	玉縄1-2-23	0467-53-7186	○	○	○
⑧	虹の子相談支援事業所	常盤10-10	0467-43-5600		○	

参考：『障害のある方のための福祉の手引』（令和2年8月）鎌倉市福祉事務所 障害福祉課 発行

鎌倉市障害者二千人雇用センター

<窓口ご利用の方へ（応援メッセージ）>

「働きたい」「働き続けたい」という一人ひとりの想いに寄り添いながら、
ご本人の状況に応じた就労相談・支援を行います。

▶ 受付時間 平日（月～金）9:30～17:00 祝日、年末年始(12/29～1/3)をのぞく

▶ 所在地 〒248-0012
鎌倉市御成町 20-21 鎌倉市福祉センター 1階

▶ 電話 TEL : 0467-53-9203 FAX : 0467-53-9204

1 対象者 鎌倉市在住の障害者（障害者手帳の有無は問いません）であり
就労したいという希望がある方、就労しているが不安・悩みがある方

2 雇用センター利用の流れ

まずは電話でのご相談を承ります。

その後必要に応じ、初回面談日を設定いたします。



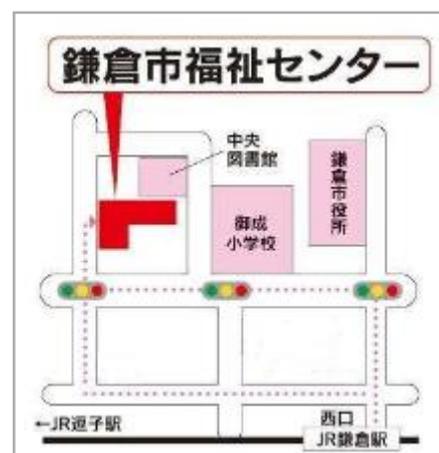
3 雇用センターでできること

1) 一般就労に向けた相談や支援

- ・一般企業へ就労を目指す障害者、家族からの就労に関する相談
- ・ご本人の適正や課題を把握し、それに応じた求職活動などの支援
- ・情報提供、関係機関の紹介や連携
- ・離職や転職に関する相談

2) 就労後定着支援

- ・就職後、仕事や職場に慣れるまでの支援
- ・仕事を続けていく上での調整 等



よこすか障害者就業・生活支援センター 就労援助センター

<窓口ご利用の方へ（応援メッセージ）>

一人ひとりの「働きたい」という思いを実現するため、雇用・福祉・教育等の機関と人々と協力して、障害のある方の就労支援と職場定着支援を行います。また職業生活の悩みや不安について支援します。（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町にお住まいの方が対象です）「働きたいが、どうしたらよいか分からない」「就労の悩みや不安を相談したい」「職業生活の悩みや不安を相談したい」など、お気軽にご相談ください。

▶ **受付時間** 平日（月～金）8:30～17:15 祝日、年末年始(12/29～1/3)をのぞく

〒238-0041
▶ **所在地** 横須賀市本町 2-1 市立総合福祉会館 4 階

▶ **電話** TEL : 046-820-1933 FAX : 046-820-1934

利用のながれ



①相談・面接



②登録

登録手続きのため、センターに来所していただきます。あなたの希望や状況をお聞きしたうえで、関係機関と連携しながら、必要なことを一緒に考えていきます。



③求職活動

ハローワークを通して就労先、実習先を一緒に探します。企業面接時には、センター職員が助言したり、同行する支援を行います。



④職場見学

就労を希望する職場の様子や仕事内容等を一緒に見学に行きます。



⑤職場実習

実際の職場で仕事を体験します。



⑥就 労

働き始めるにあたり、職場で長く働き続けられるよう、本人・関係者と必要な調整を行います。



⑦定着支援

就労開始後、センター職員が定期的に事業所を訪問し、人間関係や仕事の調整を行ったり、本人や企業からの相談に応じるなど、職場定着の支援を行います。

鎌倉市内就労支援事業所一覧 <2020年12月現在>

就労移行支援事業所

番号	障害別	事業所名	所在地	電話
①	精神	就労サポートセンターねくすと	大船3-1-3 セイショウナンビル6階	0467-38-4322
②	精神	富士ソフト企画 就職予備校	岡本2-13-18	0467-47-5944
③	知的・精神	トライフル鎌倉	雪ノ下3-4-25 五十嵐ビル2階	0467-23-2156
④	知的・精神	楽しむ力！KAMAKURA	雪ノ下636-10 立花大倉ビル3階	0467-53-8700

就労継続支援A型事業所

番号	障害別	事業所名	所在地	電話
⑤	精神	ココピアワークス鎌倉	小町2-8-7 すみのプラザ3階	0467-81-5334
⑥	特定なし	障害者雇用開発ネット ワーカービー	由比ガ浜2-9-53 マセハイム2階	0467-23-2374
⑦	特定なし	Bizパートナー大船	梶原2-19-19	0467-39-5101
⑧	特定なし	ピースウェーブ	御成町3-10 鎌万ビル4階	0467-33-4401
⑨	特定なし	ワークセンター かまくら愛の郷	岡本1022-32	0467-41-1129

就労継続支援B型事業所

番号	障害別	事業所名	所在地	電話
⑩	知的	鎌倉薫風	関谷1351	0467-47-9358
⑪	知的	鎌倉はまなみ	由比ガ浜2-3-11	0467-24-5873
⑫	知的	工房ひしめき	鎌倉山2-8-34	0467-33-0882
⑬	精神	青い麦の家	大町5-2-11	0467-23-0026
⑭	精神	café 茶るら	大船2-20-38	0467-47-1975
⑮	精神	かまくらふれんず	御成町2-5	0467-23-5420
⑯	精神	ジャックと豆の木	由比ガ浜2-4-39	0467-24-6202
⑰	精神	道工房	小町2-12-37 小町ティアイビルⅡ2A	0467-23-8772
⑱	精神	みらたね	大船2-10-26	0467-47-5051
⑲	精神	もっこす	大船2-24-11	0467-44-1841
⑳	精神	りっしん洞	梶原3-21-3	0467-53-8157
㉑	精神	れざみ	御成町7-11	0467-23-9817
㉒	精神	Workshop レスカル	小袋谷2-14-10	0467-46-9335
㉓	身体・知的	すてっぷ鎌倉ときわ	常盤530 Iビル1階	0467-31-1717
㉔	知的・精神	アトリエそらのいろ	由比ガ浜1-2-6	0467-22-5400
㉕	知的・精神	笑ん座カフェ	城廻423-121	0467-33-4083
㉖	特定なし	らぱんステップ	大町5-12-16	0467-23-0730
㉗	精神	ココピアワークス鎌倉	扇ガ谷4-1-15	0467-84-7415

① 就労サポートセンターねくすと

就労移行
精神

運営法人名	特定非営利活動法人 地域生活サポートまいんど																
法人設立年月日	2001年12月20日																
所在地	鎌倉市大船3-1-3 セイショウナンビル6階																
電話/FAX	0467-38-4322 / 0467-38-4320																
E-mail	next@npo-mind.or.jp																
ホームページ	http://npo-mind.or.jp/next/																
事業所開設年月日	2007年5月1日																
管理者/担当者	坂上 拓也 / 八木 苑子																
開所	週5日(土日祝日・年末年始休)	9:00~17:00															
利用者	現登録利用者数: 16名	1日の平均利用者数: 10.7名(定員20名)															
	平均年齢: 35.3歳	男女比: 2:1															
工賃支給	あり	時給(2019年度実績): 60円~130円	(主な作業収入の内容) 封入・丁合・検品・データ入力他														
利用に関する留意事項	週3日AM以上から利用開始となります。		エレベーター: 有	建物内車椅子移動: 要相談													
			階段手すり: 有	トイレ: 洋式													
	出入口段差: 無																
送迎	なし																
給食	あり	給食費/1回 300円	アレルギー対応 なし														
その他の費用負担	なし																
活動内容・プログラム		基本的な1日の流れ															
<ul style="list-style-type: none"> ○定期プログラム パソコン、軽作業、清掃、調理、体力づくり、企業内作業 ○不定期プログラム マナー講座、企業や当事者の講演、SST、企業見学等 ○求職支援 ハローワーク、職業センター、企業への同行等 		<p>【サービス提供時間9:00~17:00】</p> <table border="1"> <tr><td>9:15~10:30</td><td>作業・プログラム</td></tr> <tr><td>10:30~10:45</td><td>休憩</td></tr> <tr><td>10:45~12:00</td><td>作業・プログラム</td></tr> <tr><td>12:00~13:00</td><td>休憩</td></tr> <tr><td>13:00~14:15</td><td>作業・プログラム</td></tr> <tr><td>14:15~14:30</td><td>休憩</td></tr> <tr><td>14:30~15:45</td><td>作業・プログラム</td></tr> </table>		9:15~10:30	作業・プログラム	10:30~10:45	休憩	10:45~12:00	作業・プログラム	12:00~13:00	休憩	13:00~14:15	作業・プログラム	14:15~14:30	休憩	14:30~15:45	作業・プログラム
9:15~10:30	作業・プログラム																
10:30~10:45	休憩																
10:45~12:00	作業・プログラム																
12:00~13:00	休憩																
13:00~14:15	作業・プログラム																
14:15~14:30	休憩																
14:30~15:45	作業・プログラム																
事業所PR		【事業所アクセス】 JR大船駅から徒歩5分															
<p>就労サポートセンターねくすとは、「一般企業で働きたい!」と考えている障害のある方たちのための、就労支援施設です。週3日、半日の通所から利用することができ、利用期間2年の間に就職を目指してプログラムに参加していただきます。</p> <p>ねくすに通い、プログラムに参加することで、「働く体力」「職場の人とのコミュニケーション力」などを養っていただくことが可能です。また、担当職員との面談などを通して「自分に合った仕事を選ぶために、自分を知られるようになること」を目指します。</p> <p>休まず通所することができ、自分に合った仕事のイメージができてきたら、就職活動の開始です。求人検索や履歴書作成、面接練習や同行などを担当職員と行い、就職を目指します。</p> <p>就職後も、必要に応じて面談や会社訪問をしています。</p>																	

2020年12月現在